

**建築物衛生関係法令等におけるデジタル原則
を踏まえたアナログ規制の見直し対象
(定期点検・検査関係) について**

**令和 5 年 8 月 8 日
厚生労働省生活衛生課**

代表的なアナログ規制である7項目

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

定期検査・点検規制の類型化とフェーズ（詳細）

PHASE 1

定期検査・
点検規制

- ①法令等により一律に「年一回」「月一回」「日一回」等と規定
- ②法令等の但し書や認定制度等で定期の検査を緩和する規定があるが、条件が不明確

第三者による一定の基準への適合性の判定
(第三者検査)

類型 1

自らによる一定の基準への適合の判定
(自主検査)

類型 2

実態・動向・量などの明確化
(調査・測定)

類型 3

PHASE 2

デジタル技術の活用による
規制目的の達成

人の介在が不要となる忠
実なアルゴリズム等の技
術の進歩

[新たな規制の在り方の検討]

- 現行の検査手法等にとらわれず、最新のデジタル技術を活用して効率的・効果的に規制目的を達成するための方策や規制の在り方を検討
- そのために必要となるデータの特定・収集・蓄積

[現行の規制の合理化]

- 現行の検査手法等の技術中立化（技術代替可能な場合、その旨を規制上明確化）
- 可能な項目から検査等の周期を延長
- 検査等の結果報告のオンライン化を推進

[民間の技術の積極的な活用]

- 技術カタログ等を整備し、代替手段の適用範囲・条件・実施効果等を明確化（民間の研究開発・参入を促進）
- 課題解決型公募や企業のマッチング等を通じ、民間の技術を活用した技術代替を強力に推進

類型 1

類型 2

類型 3

PHASE 3

定期の検査・調査・
測定の撤廃

- 第三者検査の撤廃
- 検査周期の延長
常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替（自主検査とその記録の保存等を義務づけ）
例) 高度な保安を行うプラント事業者等の認定で行政による定期検査を代替

- 定期自主検査の撤廃
- 検査周期の延長
常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替（検査記録の保存等を義務づけ）
例) 遠隔監視により大型浄化槽の自主点検の周期を延長
例) 高度な保安を行うLPガス事業者の自主点検の周期を延長

- 定期調査・測定
規制の撤廃
常時・遠隔監視等や、高度な管理を行う事業者の認定制度等で代替

建築物衛生法における「新たな規制のあり方を検討」について

<進め方>

- 1) 厚生労働科学研究による研究を進めていただき、科学的エビデンスを収集しつつ、
(2つの科研費研究を走らせている)

①IoT を活用した建築物衛生管理手法の検証のための研究 (R4～R5)

研究代表者：国立保健医療科学院 生活環境部 金 勲

②デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理基準の達成等に向けた検証研究 (R5～R7)

研究代表者：国立保健医療科学院 生活環境部 阪東美智子

- 2) 本検討会で上記研究で収集したエビデンスなどをもとに検討をすすめる。

なお、政省令のみならず、告示、通知に関しても一体的に実施できるものは実施する。

<留意事項>

- デジタル化を検討するに当たっては、次の①～③の課題がある。

① 衛生水準の低下、健康被害を防ぐことができるか。

② 測定の精度管理、測定値の真正性が継続して担保できるか。

③ デジタル機器の供給体制や費用 (導入・運用) が適切か。

建築物衛生法令における「新たな規制のあり方」の検討対象（全体像）

<法律><政令> <省令>

<告示>

<通知>

建築物衛生法

建築物環境衛生管理基準

建築物衛生法施行規則

- 空気調和設備に関する衛生上の措置（冷却塔、加湿装置、排水受けの定期点検）
- 空気環境測定（2月に1回等）
- 飲料水、雑用水の水質検査（6月に1回等）
- ねずみ等の発生防止のための生息調査等（6月に1回等）

空気調和設備等の維持管理及び清掃に係る技術上の基準

- 空気調和設備の維持管理（定期に点検）
- 設備の維持管理（清掃、点検、補修）
飲料水
雑用水
排水（定期に点検）
- 清掃
- 清掃に関する設備の点検、補修等（定期に点検）
- 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備等の点検、補修、消毒（定期に点検）
- ねずみ等の生育状況調査等（定期に点検）

清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準

- 空気調和用ダクト清掃作業、清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理（定期に点検）
- 空気清浄装置の汚れの状況、濾材前後の気圧差（定期に点検）
- 冷却塔の汚れの状況、作動状況（定期に点検）
- 空気環境に用いる測定器（定期に点検）
- 自動制御装置の隔測温湿度計の検出部（定期に点検）
- 水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理（定期に点検）
- 貯水槽等飲料水、雑用水、排水に関する設備の維持管理（定期に点検）
- 貯水槽、排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理（定期に点検）
- 清掃作業（定期に点検）
- 清掃用機械器具の維持管理方法（定期に点検）
- ネズミが発生しやすい場所の生育調査等（2月に1回点検）
- ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理（定期に点検）

建築物環境衛生管理要領

- 空気清浄装置、送風機等の維持管理（定期に点検）
- 地下水等を飲用に供している特定建築物における給水管理について
井戸の構造、周辺の清潔保持等（定期に点検）
- 測定機器の点検整備（定期に点検）
- 貯水槽等飲料水に関する設備の点検、補修（定期に点検）
- 防錆剤の注入装置の維持管理（定期に点検、目視）
- 飲料水系統の配管の維持管理（定期に点検、目視）
- 雑用水に関する設備の点検、補修（定期に点検）
- 排水に関する設備の点検、補修（定期に点検）
- 清掃の実施状況（定期に点検）
- 大掃除（6月以内1回定期実施）
吸排気口等の汚れの状況の点検
- 清掃用機械・器具及び保管庫（6月以内1回定期点検）
- 廃棄物処理設備（6月以内1回定期点検）

各論（空気環境）

1 空気環境の測定

省令

項目	管理基準	頻度	測定機器
浮遊粉じん	0.15mg/m ³ 以下	【測定頻度】 ・ 2か月以内に1回測定 【測定時点・地点】 ・ 始業後～中間時、中間時～終業前の適切な2時点において、各階ごとに1カ所以上適当な居室を選んで、その中央部の床上75cm以上150cm以下の位置で測定 ・ 浮遊粉じん、二酸化炭素、一酸化炭素は算術平均で評価	グラスファイバーろ紙（0.3μmのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね10μm以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正（注1）された機器
一酸化炭素	6 ppm以下		検知管方式による一酸化炭素検定器（注2）
二酸化炭素	1,000ppm以下		検知管方式による二酸化炭素検定器（注2）
温度	(1) 18℃以上28℃以下 (2) 居室の温度を外気より低くする場合は、その差を著しくしないこと		0.5度目盛の温度計（注2）
相対湿度	40%以上70%以下		0.5度目盛の乾湿球湿度計（注2）
気流	0.5m/s以下		0.2m/s以上の気流を測定することができる風速（注2）
ホルムアルデヒド	0.1mg/m ³ 以下	【測定頻度】 ・ 特定建築物の建築、大規模修繕、大規模模様替の後、建築物の使用を開始した日以後に最初に到来する6～9月に1回測定 【測定時点・地点】 ・ 各階ごとに1カ所以上適当な居室を選んで、その中央部の床上75cm以上150cm以下の位置で測定	2・4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1・2・4-トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器（注3）

(注1) 大臣の登録を受けた登録較正機関による年1回の較正が必要
 (注2) 同程度以上の性能を有する測定器の使用も可
 (注3) 測定器の仕様書および取扱説明書等に従い適切に使用する必要

各論（空気環境の測定）

1-2 空気環境の測定に用いる測定器（測定機器）

告示

内容	根拠
空気環境の測定に用いる測定器について、 定期に点検 し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成15年3月25日厚生労働省告示117号）

1-2 空気環境の測定に用いる測定器（測定機器）

通知

内容	根拠
測定機器については、 定期的に点検整備 し、浮遊粉じん量の測定に使用される較正機器にあつては1年以内ごとに1回、施行規則第3条の2第1項の規定に基づく厚生労働大臣の登録を受けた者の較正を受けること。	建築物環境衛生維持管理要領（平成20年1月25日健発第0125001号）

各論（空気調和設備）

2 空気調和設備の衛生管理

省令

項目	措置内容
冷却塔および加湿装置に供給する水	<ul style="list-style-type: none">水道法第4条の水質基準に適合するもの
冷却塔、冷却水および加湿装置の点検	<ul style="list-style-type: none">使用開始時および使用期間中に1ヶ月以内ごとに1回点検必要に応じて換水、清掃等を実施
排水受け（ドレンパン）の点検	<ul style="list-style-type: none">ゴミ等による閉塞、カビ・細菌汚染の防止使用開始時および使用期間中に1ヶ月以内ごとに1回点検必要に応じて清掃等を実施
冷却塔、冷却水管および加湿装置の清掃	<ul style="list-style-type: none">定期点検時よりも高度な清掃（1年以内ごとに1回）※ ※ 項目の見直し対象には入っていない冷却塔、加湿装置については少なくとも完全な換水

各論（空気調和設備、機械換気設備）

2-2 空気調和設備及び機械換気設備の維持管理

告示

告示

内容	根拠
<p>空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行うこと。</p>	<p>空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（平成15年3月25日厚生労働省告示119号）</p> <p>清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成15年3月25日厚生労働省告示117号）</p>
<p>送風機及び排風機について、定期に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検すること。</p>	
<p>冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボルトアップ及び送風機の作動状況を定期に点検すること。</p>	
<p>自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の障害の有無を定期に点検すること。</p>	

2-2 空気調和設備及び機械換気設備の維持管理

通知

内容	根拠
<p>エアフィルターや静電式空気清浄装置(分煙用を含む。)等の空気清浄装置については、ろ材やフィルターチャンバ内部の汚染状況、イオン化部及び集じんユニット部の汚染状況、ろ材の変形、空気漏れ等について定期的に点検を行い、必要に応じ、整備、補修その他の措置を講じること。</p>	<p>建築物環境衛生維持管理要領（平成20年1月25日健発第0125001号）</p>
<p>全熱交換器については、定期的にフィルターやエレメントの汚れを点検し、必要に応じ、清掃、交換その他必要な措置を講じること</p>	
<p>自動制御装置については、経年変化に対する調整及び設定温(湿)度と室内の温(湿)度との差の点検も行うこと。また、適切な外気導入量を確保するため、定期に風量の点検を行うこと。なお、実測値との差が認められた場合には、センサー等の調整を実施すること</p>	

各論（飲料水、雑用水）

3 飲料水の管理

省令

項目	措置内容
<p>ア 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の0.1（結合残留塩素の場合は、百万分の0.4）以上に保持するようにすること。</p> <p>※ 供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合、病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合は、給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の0.2（結合残留塩素の場合は、百万分の1.5）以上とすること。</p>	<p>検査：7日以内ごとに1回</p>
<p>イ 貯水槽の点検など、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するため必要な措置</p>	<p>清掃：1年以内ごとに1回</p>
<p>ウ 飲料水の水質検査</p>	<p>定期</p>
<p>エ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。</p>	<p>その都度</p>
<p>オ 飲料水に健康被害のおそれがあることを知った時の給水停止及び関係者への周知</p>	<p>直ちに</p>

各論（飲料水、雑用水）

3-2 飲料水の水質検査について

省令

水道又は専用水道から供給する水のみを水源として飲料水を供給する場合

検査回数	6ヶ月ごとに1回	1年ごとに1回 (6月1日～9月30日)
検査項目	一般細菌 大腸菌 鉛及びその化合物 [※] 亜硝酸態窒素 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜鉛及びその化合物 [※] 鉄及びその化合物 [※] 銅及びその化合物 [※] 塩化物イオン 蒸発残留物 [※] 有機物（全有機炭素（TOC）の量） pH値 味 臭気 色度 濁度	シアン化物イオン及び塩化シアン 塩素酸 クロロ酢酸 クロロホルム ジクロロ酢酸 ジブロモクロロメタン 臭素酸 総トリハロメタン トリクロロ酢酸 ブロモジクロロメタン ブロモホルム ホルムアルデヒド
備考	<p>● 給水栓における水の色、濁り、におい、味その他の状態より供給する水に異常を認めたとき→必要な項目について検査</p> <p>※の項目は、水質検査の結果、水質基準に適合していた場合は、その次の回の水質検査時に省略可能。</p>	

各論（飲料水、雑用水）

3-2 飲料水の水質検査について



地下水、その他上表に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合

検査回数	6ヶ月ごとに1回	1年ごとに1回 (6月1日～9月30日)	3年ごとに1回
検査項目	一般細菌 大腸菌 鉛及びその化合物※ 亜硝酸態窒素 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 亜鉛及びその化合物※ 鉄及びその化合物※ 銅及びその化合物※ 塩化物イオン 蒸発残留物※ 有機物（全有機炭素（TOC）の量） pH値 味 臭気 色度 濁度	シアン化物イオン及び塩化シアン 塩素酸 クロロ酢酸 クロロホルム ジクロロ酢酸 ジブromokロロメタン 臭素酸 総トリハロメタン トリクロロ酢酸 ブロモジクロロメタン ブロモホルム ホルムアルデヒド	四塩化炭素 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン ベンゼン、フェノール類
備考	<ul style="list-style-type: none"> ● 給水開始前→水道水質基準に関する省令の全項目（51項目） ● 給水栓における水の色、濁り、におい、味その他の状態より供給する水に異常を認めたととき→必要な項目について検査 ● 周辺の井戸等における水質の変化その他の事情から判断して、水質基準に適合しないおそれがあるとき→必要な項目について検査 ※の項目は、水質検査の結果、水質基準に適合していた場合は、その次の回の水質検査時に省略可能。		

各論（飲料水、雑用水）

3-3 飲料水に関する設備の維持管理

告示 **告示**

項目	根拠
貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を 定期に点検し 、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。	空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（平成15年3月25日厚生労働省告示119号） 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成15年3月25日厚生労働省告示117号）
貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を 定期に点検し 、必要に応じ、補修等を行うこと。	
水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を 定期に点検し 、必要に応じ、補修等を行うこと。	
ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を 定期に点検し 、必要に応じ、補修等を行うこと。	
給水ポンプの揚水量及び作動状況を 定期に点検 すること。	
水系統の配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。	
衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を 定期に点検し 、必要に応じ、適切な措置を講ずること。	

3-3 飲料水に関する設備の維持管理

通知

項目	根拠
貯水槽の水漏れ、外壁の損傷、さび及び腐食の有無、マンホールの密閉状態、水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管等に取り付けられた防虫網の 点検は、定期的 に、次の点に留意して行うこと。	建築物環境衛生維持管理要領（平成20年1月25日健発第0125001号）
管の損傷、さび及び水漏れについては、 目視 のほか、残留塩素量及び給水量の推移等を参考として 点検し 、必要に応じ、管の補修等を行うこと。	
防錆剤の注入装置は、濃度を安定して維持できる性能を有するもので、かつ、水質の汚染をきたさない材質のものを使用すること。また、運転状況及び性能を 定期的に点検し 、必要に応じ、整備、補修等を行うこと。	
地下水等を飲用に供している場合における、水源となつている井戸等の管理等の措置 ・ 地下水等使用者は、井戸等の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等）及び井戸等の周辺の清潔保持等につき 定期的に点検 を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設を清潔に保持すること。	地下水等を飲用に供している特定建築物における給水管理について（昭和六二年四月一日）（衛企第三三号）

各論（飲料水、雑用水）

4 雑用水の管理

省令

措置内容	措置回数										
<p>ア 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の0.1（結合残留塩素の場合は、百万分の0.4）以上に保持するようにすること。</p> <p>※ 供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合、病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合は、給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の0.2（結合残留塩素の場合は、百万分の1.5）以上とすること。</p>	<p>検査：7日以内ごとに1回</p>										
<p>イ 雑用水の水槽の点検など、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するため必要な措置</p>	<p>随時</p>										
<p>ウ 散水、修景、清掃用水の維持管理</p> <p>(ア) し尿を含む水を原水として使用しないこと。</p> <p>(イ) 次の基準に適合すること。</p> <table border="1" data-bbox="156 829 701 982"> <tr> <td>pH値</td> <td>5.8以上8.6以下</td> </tr> <tr> <td>臭気</td> <td>異常でないこと</td> </tr> <tr> <td>外観</td> <td>ほとんど無色透明であること</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="759 829 1304 933"> <tr> <td>大腸菌</td> <td>検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>濁度</td> <td>2度以下</td> </tr> </table>	pH値	5.8以上8.6以下	臭気	異常でないこと	外観	ほとんど無色透明であること	大腸菌	検出されないこと	濁度	2度以下	<p>●検査：7日以内ごとに1回 →pH値、臭気、外観</p> <p>●検査：1回／2月以内ごとに1回 →大腸菌、濁度</p>
pH値	5.8以上8.6以下										
臭気	異常でないこと										
外観	ほとんど無色透明であること										
大腸菌	検出されないこと										
濁度	2度以下										
<p>エ 水洗便所用水の維持管理</p> <p>次の基準に適合すること。</p> <table border="1" data-bbox="156 1129 701 1233"> <tr> <td>pH値</td> <td>5.8以上8.6以下</td> </tr> <tr> <td>臭気</td> <td>異常でないこと</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="759 1129 1304 1233"> <tr> <td>外観</td> <td>ほとんど無色透明であること</td> </tr> <tr> <td>大腸菌</td> <td>検出されないこと</td> </tr> </table>	pH値	5.8以上8.6以下	臭気	異常でないこと	外観	ほとんど無色透明であること	大腸菌	検出されないこと	<p>●検査：7日以内ごとに1回 →pH値、臭気、外観</p> <p>●検査：1回／2月以内ごとに1回 →大腸菌</p>		
pH値	5.8以上8.6以下										
臭気	異常でないこと										
外観	ほとんど無色透明であること										
大腸菌	検出されないこと										
<p>オ 雑用水に健康被害のおそれがあることを知った時の給水停止及び関係者への周知</p>	<p>直ちに</p>										

各論（飲料水、雑用水）

4-2 雑用水に関する設備の維持管理

告示 告示

項目	根拠
雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を 定期に点検 し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。	空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（平成15年3月25日厚生労働省告示119号） 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成15年3月25日厚生労働省告示117号）
雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を 定期に点検 し、必要に応じ、補修等を行うこと。	
水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を 定期に点検 し、必要に応じ、補修等を行うこと。	
ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を 定期に点検 し、必要に応じ、補修等を行うこと。	
給水ポンプの揚水量及び作動状況を 定期に点検 すること。	
雑用水システムの配管及びバルブの損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を 定期に点検 し、必要に応じ、補修等を行うこと。。	
衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を 定期に点検 し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。	

4-2 雑用水に関する設備の維持管理

通知

項目	根拠
水抜管及びオーバーフロー管並びにオーバーフロー管及び通気管等に取り付けられた防虫網については、 定期的 に損傷、さび、腐食、詰まり及び漏水の有無を 点検 し、機能が阻害されていないことを確認すること。	建築物環境衛生維持管理要領（平成20年1月25日健発第0125001号）

各論（排水）

5 排水

省令

排水に関する設備の掃除を、六月以内ごとに一回、定期的に、行う。

※ 項目の見直し対象には入っていない

5-2 排水に関する設備の維持管理

告示

告示

項目	根拠
排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を 定期的に点検 し、必要に応じ、補修等を行うこと。	空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（平成15年3月25日厚生労働省告示119号） 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成15年3月25日厚生労働省告示117号）
排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷又はき裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を 定期的に点検 し、必要に応じ、補修等を行うこと。	
フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を 定期的に点検 し、必要に応じ、補修等を行うこと。	

通知

項目	根拠
排水管及び通気管並びにこれらに取り付けられた防虫網については、 定期的に 損傷、さび、腐食、詰まり及び漏水の有無を 点検 し、機能が阻害されていないことを 確認 すること。寒冷地については、凍結又は積雪によるベントキャップの閉塞等に留意すること。	建築物環境衛生維持管理要領（平成20年1月25日健発第0125001号）

各論（作業を行うための機械器具その他の設備の点検）

6 作業を行うための機械器具その他の設備の点検

告示

告示

項目	根拠
空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、 定期に点検 し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成15年3月25日厚生労働省告示117号）
貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、 定期に点検 し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。	
水質検査に用いる機械器具その他の設備について、 定期に点検 し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管すること。	
排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備について、 定期に点検 し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。	
ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、 定期に点検 し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。	

各論（清掃）

7 清掃作業

省令

- 掃除を日常に行う。
- 大掃除を6月以内ごとに1回、定期的に、統一的に行う。

※ 項目の見直し対象には入っていない

7-2 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理

告示

告示

項目	根拠
日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、 六月以内ごとに一回、定期 に汚れの状況を 点検 し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。	空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（平成15年3月25日厚生労働省告示119号）
真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれら機械器具の保管庫について、 定期に点検 し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。	
廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、 定期に点検 し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成15年3月25日厚生労働省告示117号）
作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業の実施状況について、 三月以内ごとに一回、定期に点検 し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成15年3月25日厚生労働省告示117号）

各論（清掃）

7-2 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理

通知

項目	根拠
<p>建築物の清掃は当該建築物の用途、使用状況並びに劣化状況、建築資材等を考慮した年間作業計画及び作業手順書を作成し、その計画及び手順書に基づき実施すること。また、実施状況について定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講じること。</p>	<p>建築物環境衛生維持管理要領（平成20年1月25日健発第0125001号）</p>
<p>日常行う清掃のほか、6月以内ごとに1回、定期に行う清掃（大掃除）においては、天井等日常の清掃の及びにくい箇所及び照明器具、給排気口、ブラインド、カーテン等の汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄を行うこと。</p>	
<p>清掃用機械及び清掃用器具並びに清掃用資材（洗剤、床維持剤等）の保管庫については、6月以内ごとに1回、定期に、次の点に留意して点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">（1）機械器具の機能が著しく劣化していないこと。（2）洗剤タンク、汚水タンクの漏れがないこと。（3）保管庫内が整とんされ、清潔で、ねずみ、こん虫等が生息あるいは出入していないこと。	
<p>収集・運搬設備、貯留設備その他の廃棄物処理設備については、6月以内ごとに1回、定期に、次の点に留意して点検し、必要に応じ、補修、消毒等の措置を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none">（1）収集・運搬設備、貯留設備その他の廃棄物処理設備が清潔に保たれ、かつ、当該建築物において発生する廃棄物を適正に処理する能力を維持していること。（2）著しい臭気、ほこり及び排煙等の発生がないこと。（3）ねずみ、こん虫等が生息あるいは出入していないこと。	

各論（ねずみ等の防除）

8 ねずみ等の防除

省令

措置内容	措置回数
ア ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について、 定期に 統一的に調査を実施すること。	6ヶ月以内ごとに1回
イ アの調査結果に基づき、ねずみ等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。	その都度
ウ ねずみ等の防除のため殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、薬事法の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。	

8-2 ねずみ等の生育調査等

告示

告示

項目	根拠
食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、 <u>二月以内ごとに一回</u> 、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。 ※ 項目の見直し対象には入っていない	空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（平成15年3月25日厚生労働省告示119号） 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成15年3月25日厚生労働省告示117号）